

2008 春季生活闘争方針 (案)

[はじめに]

日本の経済は「いざなぎ景気」を超え、輸出関連産業を中心に史上最高益を更新する企業が続出している。しかし、多くの企業において取り入れられている株主・役員重視、従業員軽視の方針により、労働分配率は5年連続、労働者の賃金は9年連続でそれぞれ低下し続けている。また労働者家計の改善も遅れ、消費の伸び悩みが続くなど、働く者への過度なしわ寄せが増長している。しかしこの間政府により「構造改革」の名の下で、弱者切捨ての経済・社会政策が進められてきた結果、地域間格差、企業間格差、労働者間の処遇格差が一層拡大し、格差社会の進展に歯止めが掛かっていない。

加えて社会保障費の負担増と増税による可処分所得の減少、地域での医療・介護従事者の不足、少子化、高齢化への対策の遅れによる不安の高まりなど、国民の生活は、一層厳しさを増している。

一方、日本社会全体では、これまでに例を見ない残忍な殺人事件の群発や年間3万人を超える自殺者数の高止まり、また様々な偽装、不正請求など企業不祥事も後を絶たない。そして政府や行政においても防衛官僚等による不正、汚職の摘発に見られるように、現政権の下で「政治の腐敗体質」は、一向に改善されず、国民の不安感、不信感は、増長している。

私たちは、2008春季生活闘争において、国内産業の外需依存体質からの脱却と家計を中心とした内需拡大を促すことで実質賃金の改善に繋げ、安定的な経済成長を基本に、国内経済の質の改善を目指す。その上で「マクロ的には労働側に1%以上の成果配分がなされるべき」との認識のもとに可処分所得の引き上げと経済成長に見合った非正規労働者を含めた労働側への成果配分を求めていく。そして、下がり続ける労働分配率を反転させるため、「中小企業労働者の賃金水準の低下」「増加する非正規労働者比率」「長すぎる労働時間」の3つの反転に取り組む。また、「パート共闘会議」を軸にパート労働者の組織化と処遇改善、「中小共闘」の強化と底上げ、最低賃金の引き上げ、労働時間の短縮や「割増共闘」による時間外割増率の引き上げ、「働き方改革」を通じて、ワーク・ライフ・バランスを実現し、税制、社会保障制度の抜本的改革で安心・安全、公正な社会の実現をめざす。

また、先の日本経団連とのトップ交渉会議において、日本経団連側は「余力のある企業は働く人々への配分を厚くすることも検討してよい」とし、「働く人への配分を考慮できる状況にある」と賃上げを容認する姿勢を示した。しかし、「一律の賃上げはありえない」また「労働分配率はマクロデータ。しかも景気拡大時には低下する」との見解を示した。これに対し労働側は「長く労働分配率が伸びていない」、また「企業が派遣社員を活用しすぎた結果、低所得の労働者を増やしてきている」と非正規社員の正社員化などの処遇改善が必要だと労働者への所得配分と処遇改善を求めた。

春季生活闘争の役割は、労働者の生活の維持・向上を目指し、社会的な配分のあり方に労働運動として関与することによって、マクロ経済への影響力を発揮し、拡大した格差是正することである。

この2008春季生活闘争は労働分配率の反転、パート労働者の処遇改善などを基本に生活の向上、賃金底上げ、格差是正の再出発として位置づけ、連合富山に結集するすべての組織・組合員が積極果敢に行動を展開し、要求実現をめざすとともに、県内の未組織・未加盟組合および非正規労働者の賃金引上げや処遇改善にも寄与すべく、あらゆる行動を精力的に展開する。

第1章 経済社会と勤労者生活の情勢認識

< 経済の動き >

1. 内閣府が発表した2007年7～9月の国内総生産(GDP)は、実質前年比0.6%増、年率換算で2.

6%増と4～6月期のマイナス成長からプラスに転じた。しかし、前期のマイナス成長の影響で、政府見通しの2.1%の達成は厳しいと見られている。

2. 個人消費で見ると、7～9月期は0.3%増となったが、雇用者報酬は前年同期比0.1%増にとどまっている。
3. 日銀の「経済・物価情勢の展望」によれば、2007年度は実質の経済成長率は米国の経済の減速、原油高・円高・株安などによって1.3%成長と下方修正され、2003年度以来5年連続で2%程度の成長は見込めない状況である。

< 企業経営 >

1. 日銀短観によれば、企業規模合計の経常利益は2006年度の10.1%から2007年度は増益ながら0.5%と慎重な見込みとなっている
2. 大企業の製造業は2.9%、中堅企業の非製造業は1.8%の増益見込みとなったものの、この他については厳しい計画となっているが、大企業は6年連続の増益となる。
3. 中小企業の(資本金1,000万円～1億円)の経常利益を見ると、2007年1～3月期は前年同期比で5.3%増益となった後、4～6月期は13.5%と2タケの増益となった。また、売上経常利益率は1～3月期3.6%、4～6月期3.0%と、資本金10億円以上の大企業には及ばないものの、中堅企業とほぼ同程度まで回復した。

< 物価動向 >

1. 国内企業物価指数は、原油など原材料価格の高騰を受け、前年同期比2%前後の上昇で推移し、9月までの43ヶ月連続のプラスとなった。
2. 全国の消費者物価指数はゼロ近辺で推移しており、9月は前年同期比0.2%の下落となった。10月以降は、原油や原材料費の高騰の影響で生活関連商品などを中心に値上げされたため、食料は0.5%、光熱・水道は1.2%、前年同月比で上昇した。
3. 原油価格などの高騰は物価に影響を与えるため、今後の生計費の動向に注意していく必要がある。

< 雇用情勢 >

1. 失業率は、4月以降4%を下回る水準で推移し7月3.6%にまで改善したが、その後再び悪化し、9月には4.0%となった。
2. 完全失業者数は22ヶ月連続減少し296万人となったが、男性は12万人減少(前年同月比)したのに対し、女性は1万人増加した。
3. パートタイマーを含む有効求人倍率は1倍を超えた水準で推移している。
4. 雇用情勢は、改善、悪化の両面が見られる。又、正社員の有効求人倍率は0.6倍程度と改善されていない。
5. 非正規の職員・従業員は、前年同期比で84万人増え1,731万人(雇用者の33.2%)となった。

< 賃金動向 >

1. 現金給与総額、所定内賃金とも、景気回復が持続する中、2006年12月以降マイナスないしゼロ近辺で推移している。これは、団塊の世代などの高賃金水準層の退職などが影響しているとも言えるが、非正規社員の増加や、中小企業の経営の厳しさなどが反映していると考えられる。
2. 民間賃金実態調査でも賃金の低下傾向が明らかである。2006年の平均給与は435万円、前年比0.4%の減少となった。
3. 過去、5年間でも2005年を除き他の年は前年比で減少している。また、300万円以下の層は全

体の38.8%を占め、5年前に比べ4.4ポイント増加したのに対し、300万円超1,000万円以下の層は60.4%から56.3%へ低下した。

< 労働時間 >

1. 2006年度の総実労働時間は、一般労働者で月170.1時間(前年度比0.4%増)、パートタイム労働者では94.5時間(〃1.0%減)となっており、就業形態別の差は大きい。特に、一般労働者では、ここ数年所定外労働時間が増加しており2006年度は2.8%増加となっている。総実労働時間を年間ベースでみると、一般労働者は2,041時間、パートタイム労働者は1,134時間となる。
2. 連合生活アンケートからみて、2006年6月の時間外労働は2004年比でやや増え23.3時間となった。時間外労働をした人の割合は、60時間以上の人が前回の6.0%から6.4%へ、40-60時間未満の人は前回の9.4%から9.9%に増加しているのに対し、時間外労働なしは前回の16.3%から13.1%へ減少し、時間外労働が増えている傾向が見られる。

< 消費動向 >

1. 勤労者世帯の消費支出は、微増傾向で推移している。7月は可処分所得が4.5%減少したが、消費支出は0.4%増加した。
2. 実収入、可処分所得は、ぶれが大きく判断は難しいが、消費支出はおおむね横ばいで推移しているが力強さに欠けている。
3. 同様に、勤労者世帯の消費支出を実質指数で見ると、97年前後で推移し低迷している。7月の可処分所得の減少は定率減税の廃止や税源移譲の影響とみられ、10月からは年金保険料などの負担増も実施されているため、可処分所得は減少する可能性が大きい。

< 労働分配率の動向 >

1. 2006年度の主要企業の取締役への払った報酬は、企業業績の伸びを反映し前年比21%増となったが、一般労働者には景気回復の波が及んでいない。
2. 資本金1億円以上の企業の付加価値、従業員給与、役員給与は2006年度と2001年度を比較すると、付加価値は16.7%増加したのに対し、従業員給与は2.7%の増加にとどまったが、役員給与は付加価値と同じ16.7%の増加となった。
3. 同じ比較で、資本金10億円以上の企業の従業員給与は3.3%減、役員給与は23.7%増、付加価値は12.3%増加した。
4. 連合が試算した2006年度の労働分配率は、前年比0.5ポイント下がり、5年連続の低下となった。
5. 労働分配率の歪を是正するには、労働条件の改善、非正規労働者の均等待遇の実現をめざし、さらには正社員化など多面的なとり組みが必要である。

< 富山県における経済動向 >

(富山県金融経済クォーター07年秋より)

富山県の景気は緩やかに回復している。個人消費は乗用車販売が前年を上回り、家電や旅行取扱高は堅調に推移、百貨店・スーパーの売上高は後半前年を上回るなど、全体として持ち直し傾向が続いているほか、企業の設備投資は、製造業を中心に前年を2割弱の増加が見込まれ堅調に推移している。こうした中、住宅投資は改正建築基準法施行の影響もあり新築着工数は持家(前年比23.7%)、貸家(同47.8%)、分譲(同42.1%)と前年を3割弱下回った。また、公共投資は国が若干上回ったものの、県・市町村が減少したことから、前年を下回った。

雇用情勢は、有効求人倍率は10月1.12倍、11月1.07倍と1倍を42ヶ月継続している。求人の内分

けから見て、正社員の有効求人倍率は0.75倍となり、前年同月より0.11ポイント下降した。求人の内訳は一般求人が9.3%の減少、パート求人で16.7%の減少となり、全体に占めるパート求人の割合は36.1%で、前年同月より2ポイント下回った。

給与については(事業所規模 常用労働者 5人以上、毎勤統計より)266,184円で、前年同年対比0.9%減少している。賃金の引き上げに取り組まなければならない。

所定内労働時間数は147.7時間、前年同月比0.9%増加、所定労外働時間は(事業所規模常用労働者 5人以上、毎勤統計 10月分より)11.0時間で、対前年同月比9.4%減少している。

このような情勢を踏まえ、今春闘において連合富山は中小・地場の積極的な賃金改善に取り組み、パート労働者をはじめ非正規労働者の処遇改善や賃金の底上げをめざすとともに、格差社会からの公平・安心・安全な社会への転換をめざし取り組みを進める。

第2章 基本的な枠組み

1. 2008 春季生活闘争の基本スタンス

- (1) 春季生活闘争の役割は、労働者の生活の維持・向上をめざし、社会的な配分のあり方に労働組合として積極的に関与し、内需拡大などマクロ経済への影響力を発揮することにある。足元の状況を踏まえ、マクロ的には労働側に実質1%以上の配分の実現をめざす。そして、同時に経済成長に見あった配分の追及を通して、非正規労働者を含むすべての勤労者への適正な成果配分の実現をめざす。
- (2) 月例賃金を重視した賃金改善に積極的に取り組む。とりわけ、未組織を含む全雇用労働者を視野に入れ、中小企業の格差是正やパート労働者などの非正規社員や低所得層を重視し、全体の底上げをはかる。
- (3) 労働者全体の底上げを図るためには、法定最低賃金を生活可能な水準に引き上げる企業内最低賃金協定の締結・改定に向けた取り組みを強化する。
- (4) ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、働き方と生活に関わる様々な歪の是正を図る必要がある。このため、長時間労働に目を向け、総労働時間の短縮と割増率の引き上げに取り組む。

2. すべての組合が取り組む課題(ミニマム課題)

- (1) 賃金カーブ維持分を確保した上で賃金改善に取り組む。
- (2) パート労働者なども含めた全従業員対象に、賃金をはじめとする処遇改善に取り組む。
- (3) 連合リビングウェイジの水準を踏まえ企業内最賃協定を締結する。
- (4) 長すぎる労働時間を是正するため総実労働時間の短縮に取り組む。
- (5) 時間外・休日労働の割増率の引き上げに取り組む

第3章 具体的な取り組み課題

1. 政策・制度の課題

連合は格差是正、地域の雇用創出・安定化に向け、政府予算案の重点配分を求め以下の政策・制度の実現をはかる取り組みを行う。連合富山も実現向け取り組みを行う。

(1) 格差是正のための法整備

最低賃金の中期的な引き上げ推進

労働者保護の視点での派遣法改正

時間外労働の割増率の引き上げ(労働基準法改正)

「新しい公共」の創造と公務員制度・公務労使関係の抜本改革と労働基本権の確立

(2) 誰もが安心して暮らせるための社会的セーフティネットの整備など

信頼ある社会保障制度(年金・医療・介護制度、雇用保障と社会保障制度との連携など)の確立

不公平税制の是正(所得再配分機能の強化)

公務員制度・公務労使関係の抜本と労働基本権の確立

2. 賃金改善・格差是正の取組み

(1) 賃金格差

賃金カーブ維持分を確保したうえで、ベースアップや時給引き上げ、賃金カーブの是正、低賃金層の底上げなどによって、積極的な「賃金改善」に取り組む。

未組織を含む全労働者を視野に入れ全体の底上げをはかる。

生活のベースとなる月例賃金の改善を最優先し、年間収入の維持・向上をめざす。

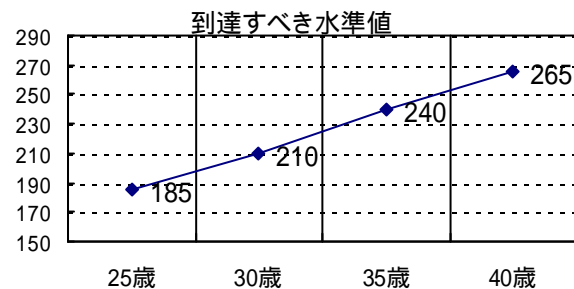
(2) 中小・地場組合の賃金改善

賃金の底上げのためには、上げ幅だけでなく高さで測る実態賃金の水準を引き上げることが重要である。組合員の賃金水準の低下を防ぎ改善をめざす取組みとして、到達すべき(しているべき)水準値を参考指標として設定する。

賃金水準改善のための水準値

A 到達すべき水準値(参考)

	賃金水準	1年1歳間差
25歳	185,000円	(5,000円)
30歳	210,000円	(6,000円)
35歳	240,000円	(5,000円)
40歳	265,000円	



* 到達すべき水準値(参考)は、地方連合会が集約した地域ミニマム運動の個別賃金データ(年齢ポイント別に集計)および連合主要組合の賃金調査、厚生労働省の賃金構造基本統計調査(10人～99人規模・全産業・男女計・35歳勤続5年)の各指標の「平均値」を参考に設定した。

B 賃金改善・格差是正分を加えた水準目標値の設定産別組織や地方連合会方針を踏まえ、各単組における賃金分析結果からそれぞれが、あるべき賃金水準の目標を設置する。

賃金引上げ要求目安

A 賃金カーブの算定が可能な組合

賃金カーブの確保・カーブ維持分の労使確認 + 2,500円以上(賃金改善分)

B 賃金カーブの算定が困難な組合

7,000円以上とする。

賃金カーブの確保相当分4,500円(目安) + 2,500円以上(賃金改善分)

* 賃金改善の考え方

中小の実態賃金(245,000 円程度) × 1% 2,500円

“1%”は、2008 春季生活闘争基本構想の「マクロ的には労働側に実質 1%以上の配分の実現をめざす」を踏襲した。

月例賃金の推移

2006 地域ミニマムより	中位数	239,100 円	全国地方連合会で集約した 300 人未満、約 121,000 人分のデータ
	平均値	249,200 円	
2007 中小共闘集計より	加重平均	245,800 円	3,600 組合、327,500 人分の推計

* 4,500 円は、中小の「実態賃金カーブの確保相当分」の推移値。

ちなみに、2006 年に調査した地域ミニマム年齢間格差額は約 4,581 円である。

(3) パート労働者等の待遇改善

労働条件の明示など、法令順守と「パートだから」という考え方に起因する差別的取扱いを排除し、労使交渉によって均等待遇をめざす。以上の基本目標を踏まえ、取組みを設定する。また、具体的取組みは「パート共闘」での取組みを推進する。

1) パート労働者に対する取組み

「組織拡大に向けた取組み」

均等・均衡待遇の実現の取組み

時間給の改善目安

企業内最低賃金の協定化

< 時間給の改善目安 >

a. 絶対額 1,000円程度

b. 引き上げ額 25円程度

連合リピングウェッジ推計値(单身最低生計費をクリアする賃金水準)

	富 山	埼 玉
時 間 給	810円	850円
月例賃金	142,000円	148,000円
パート賃金		
女性パート(時給)	950円	943円

2) 正社員と働き方・人材活用等が実質的に異なる労働者に対する取組み

改正パートタイム労働法にもとづき、正社員への転換もしくは同一労働条件とする。なお、各産別が加盟組合の実情に応じて、これ以外に取り組み改善項目についても、積極的な情報開示と産別間の情報交換を行う運動の推進を図る。

< 改正パート労働法への対応 >

改正パート労働法が2008年4月施行されるため、義務化部分、努力義務部分について職場で生かす取組みを進める。

義務化された部分はすべての職場で点検を行い、必要な場合は協定を見直す。また、努力義務となった部分及び改正パートタイム労働指針で均衡を考慮する部分についても、法を上回る取組みを行う。(改正パートタイム労働法の義務化・努力義務化は「春闘資料」の均衡のとれた待遇の確保の促進参照)

(4) 賃金水準の参考値

標準労働者の賃金水準

- * 35歳勤続17年労働者
所定内賃金 311,000円以上
- * 30歳勤続12年労働者
所定内賃金 268,000円以上
- * 18歳初任給 162,000円以上

年齢別最低賃金

年齢別最低賃金については、年齢別の賃金の最低保障額を協定することにより、賃金の底支えと最低生計費を確保するため、産別ごとに水準を検討して取り組む。

(5) 男女間の労働条件格差の是正

男女別の賃金分布を把握し、問題点の点検と改善へ向けた取組みを進める。また、賃金実態の把握へ向けた取組みを促進する。

- * 構成組織は、各単組における取組みの支援と取組み状況の把握を行う。
- * 単組は、賃金データに基づいて賃金プロット図を作成し、賃金分布に偏りがある場合は、その要因を分析し、改善に努める。

賃金制度・人事評価制度の公正・透明な運用

男女間の賃金分布に偏りが有る場合、その要因として、賃金制度・人事評価制度が性に中立な基準となっているかを検証し、公正・透明な運用に向けた改善に取り組む。

3. 底上げをはかる最低賃金の引き上げ

すべての労働者が、最低限の生活ができる賃金水準を実現すべく、社会的な水準規制を行う。

(1) 企業内最低賃金の取組み

従業員対象の企業内最低賃金協定の締結を連合リビングウェイジの水準を目標に行う
法廷最低賃金の引き上げに結びつく企業内最低賃金協定を締結する。その内容は、連合リビングウェイジの水準を上回るものとする。

- * 連合は、さいたま市で調査した単身最低生計費 148,000 円 ÷ 法定労働時間 174 時間 = 850 円 / 時間を代表させるが、産別、地域によって延岡市で調査した最低生計費をはじめ「連合白書 別紙資料 P-89」も活用する。

(2) 法定最低賃金の引き上げ

生計費を重視し、最低限の生活が可能な最低賃金水準の実現に全力をあげる。具体的には、労働条件委員会のもとに設置する最低賃金小委員会(仮称)、全国最低賃金担当者会議で検討された内容を重視し、富山県内に反映できるよう取り組む。

最低賃金水準の引き上げのため、社会的キャンペーンを展開する。

< 参考;現在の最低賃金水準 >

パート含む企業内最賃	(2007年民間集計平均 : 798円) 前年+61円
法定産別最賃	(2006年度全国平均 : 766円)
法定地域別最賃	(2007年度全国平均 : 687円 富山県 666円)

4. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の改革

総実労働時間を短縮し、ワーク・ライフ・バランスの実現をはかるためには、社会的な運動をつくることが必要である。このため、中期時短方針にもとづく取り組みを進めるが、次の取り組みを積極的に推進する。

- (1) 所定労働時間を短縮(休日の増加、1日の労働時間の短縮等)とともに、有給休暇の取得促進と付与日数の増加をはかる。
- (2) 長時間労働の原因の一つである時間外労働を削減するため、36協定の協定内容の再確認、周知徹底する。また、36協定の締結にあたっては労働時間の延長時間の短縮に取り組む。
- (3) 割増率については、連合「中期時短方針」の目標(時間外 50%、休日 100%)の考え方を堅持した上で、2008春季生活闘争においてその一歩として、具体的な前進をはかり社会的運動に繋げていくため、各産別によって「割増共闘」を立ち上げ、全体の合意によって運動を具体化し強力に取り組みを展開する。

「割増共闘」の要求目標

月45時間以下の時間外を30%以上

月45時間超の時間外を50%

休日50%

- (4) ワーク・ライフ・バランス実現のため、労働組合自らが主体的に「働き方改革宣言」を発して自己改革と職場の改革を進める。

5. ワークルールの課題

法令や労働協約を守り、働く側の選択肢を保障され、公正な働き方が実現できる取り組みが必要である。

- (1) 連合、産別、地方連合会が連携してワークルールの確立に取り組む。正規労働者のもとより、パート・有期契約・派遣・請負(偽装請負の点検、雇用等の確保)等労働者のワークルールの遵守、心身の安全衛生対策の徹底など、法令と労働協約の遵守を徹底する。
- (2) 労働時間管理の徹底と不払い残業撲滅の取り組みを強化する。
- (3) 改正高年齢者雇用安定法への対応を徹底し、希望者全員65歳までの就労が可能となることをめざし、制度の拡充をはかる。
- (4) 裁判員制度が2009年5月に施行されるにあたって、労働時間中に裁判員候補者として地方裁判所に呼び出しを受けた場合、および裁判員として地方裁判所に出席する場合は、全従業員を対象に有給扱い(特別休暇)とする労働協約の締結を進める。
- (5) 改正男女雇用機会均等法への取り組みを促進し、その状況把握を通じて、課題の整理と改善への取り組みを進める。また、改正均等法で禁止された妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いについての点検を行い、協定の見直しを含め、解消に向けた取り組みを進める。

6. 取引関係の改善と公契約に係わる運動

- (1) CSRを踏まえ企業行動規範の作成と関連企業への説明、グループ労使会議、行政の認定制度(貨物輸送の安全性優良事業所制度等)の活用や、取引ガイドライン(7業種に設定済み)の周知を徹底するなど、取引関係の改善を進める。
- (2) 公契約に係わる運動(連合リビングウェイズを上回る労働条件を義務付ける条例の制定など)を引き続き取り組みその前進をはかる。

- (3) 中小下請け事業者に対する法(下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法、独占禁止法)の実効性ある対応をはかるとともに、コンプライアンスのレベルアップをはかる体制強化に努める。

4章 闘いの進め方

・闘争機関設置と闘争体制の整備

(1) 中小・地場共闘の強化について

1) 闘争機関の設置と機能

連合富山、地域協議会、構成組織、産業別部門連絡会の連携などにより重層的な組織構造を生かし、労働組合全体としての連合の共闘体制の構築をはかる。

2) 闘争本部の設置

第3回執行委員会から闘争委員会に切り替え闘争方針の企画・立案を行い2月5日の第33回地方委員会で2008春季生活闘争方針決定し、森本会長を本部長とする闘争本部を設置し闘争体制を確立し、闘いを進める。また、4地域協議会においても「地協闘争本部」を設置し、地域に見える運動を展開し、支援オルグなどの取り組みを推し進める。

3) 中小共闘センターの設置(11 構成組織 50,005名、構成人員の73.8%)

闘争委員会のもとに中小・地場組合の共闘強化をはかる「中小共闘センター」を設置し、連合富山、地域協議会が一体となった運動展開を強める。また、各地協においても「地協中小共闘センター」を設置する。具体的には、賃金水準向上の格差是正や均等待遇の実現をめざしミニマム運動を展開するとともに、妥結基準設定(3月末日)や妥結ミニマム設定(4月中旬)などに取り組み、パート労働者など未加盟、未組織労働者への波及にも取り組む。地協はより地域との情報交換を重視した活動を展開する。

(2) 要求提出から妥結に至る共闘体制の強化

1) 前段交渉の強化

各単組は、1~2月を中心として職場点検活動(改正パート労働法、派遣法、ワーク・ライフ・バランス)をチェックリストを活用し実施する。特に、今年は「改正パート労働法に伴う協定チェック」と「36協定の総点検活動」に取り組む。

各組合は、企業の経営実態、経営方針、雇用問題、賃金のあり方、格差の実態、労働時間管理の実態などについて、労使協議の徹底をはかる。

自らの賃金実態に基づき、賃金カーブ維持分の算定に努め、妥結前段での労使確認をめざす。各地協で交流会・学習会を開催し、改正パート労働法や改正労働契約法、不払い残業撲滅など労働時間管理についての取り組みと連動し、社会的キャンペーンを展開する。

要求書は、原則として2月末まで提出し、遅くとも3月末まで提出する。また、前段交渉を強化する。

構成組織・単組は賃金カーブ維持分の情報公開を行う。また、部門連絡会等の場を活用し、必要な情報交換を行う。

回答・妥結は原則として3月内、遅くとも4月内決着をめざした交渉を展開する。

連合富山は、県経営者協会、県中小企業団体中央会、県商工会議所連合会、県商工会連合会、富山労働局・労働基準監督署等に対し要請行動を展開する。

2) 効果的な相場波及の取り組み

中小共闘は、自主交渉を促進し、早期解決をめざす。

中小・未組織・地域社会に向け、主要組合の平均的・標準的な賃金カーブ維持分・定期昇給相当分や賃金改善分を公開する。各組合は協力して情報の開示に努める。

産業別部門連絡会等でその相互理解をはかる。

パート共闘は、パート労働者の均等・均衡待遇の実現に取り組み、「パート労働者集会」の開催を行うとともに、各単組は情報開示に努める。

3) 官公労働者の取り組みについて

公務員制度改革については、公務員基本権の回復がなされないまま「給与構造の基本的見直し」や「人事院・人事委員勧告のあり方の見直し」だけが強行される恐れがある。連合は、公務員制度等改革対策本部を中心に公労協と連携し、公務員制度改革関連法案や地域給与の検討などに、必要な取り組みを行う。

4) 政策制度要求実現の取り組みについて

連合富山として、下記の要求実現に向け取り組みを進める。

(07年10月25日に8課題58項目を要求書提出、2月13日に回答)

雇用創出・労働移動と公正労働基準確保に向けた施策の推進

男女平等・仕事と家庭の両立支援への環境整備

地域経済の活性化と地域産業の振興及び持続可能な農林水産業の育成

少子・高齢社会に対応した高度な福祉社会の実現

個性の尊重、ゆとりある地域教育への改革

循環型社会の構築に向けた「環境対策」の強化・推進

環境にやさしく、人にやさしい交通基盤の整備拡充

県民生活を重視した行財政運営の実現

・地場共闘の強化

- (1) 中小・地場組合の集中回答日の設定については、先行組合回答集中時期(3月12日～15日)に引き続き、賃金制度未整備組合や中小・地場組合の集中回答ゾーン(3月17日～29日)を設定、3月内解決組合に向けた賃上げ相場の形成とその波及をはかる。また、3月31～4月7日を第1次解決促進ゾーンとし4月14～19日を第2次解決促進ゾーンとして設定するなど共闘体制強化をはかる。
- (2) 地場で交渉する組合相互の情報交換をさらに強化すると共に、地場組合集計及び連合からのエントリー集計を通じた相場形成と相場波及の取組みを強化し解決の早期化をめざす。また、エントリー構成組織からの情報を収集し妥結基準・妥結ミニマム基準に生かして行く。
- (3) 地域ミニマムの設定に向け、賃金実態調査への参加組合をさらに拡大すると共に、効果的な活用方法についてさらに工夫をはかっていく。
- (4) 各地協において3月5～7日を中心に「2008春季生活闘争総決起集会」を開催し、共闘体制の確

立をはかる。

- (5) 非正規労働者、低所得者、不安定雇用労働者など格差是正に向けての、街宣行動など社会的キャンペーンに取り組む。
- (6) 組合のない職場の労働条件向上と組織拡大
新聞・ラジオなどマスコミ媒体の積極的な活用
雇用・労働条件、男女平等、労働法制などの「なんでも労働相談ダイヤル」を実施する。(2月16日～17日)
春季生活闘争のアピールを強め、最低賃金闘争、減税(学習会還付申告運動、社会保障改革)の取組みなどと組織拡大に連動させる。
- (7) 解決促進対策
未解決組合への解決促進支援行動(含む解決支援オルグ)の実施(3月下旬)

大衆行動

- (1) 闘争開始宣言集会、総決起集会などの開催のほか、169通常国会に向けた「STOP! THE 格差社会キャンペーン」など効果的な大衆行動を展開する。
- (2) 行動の配置に当たっては、その目的や狙い・意義などを明確にし、社会的アピールと参加者自身の意思統一を重視した行動配置に勤める。

当面の日程

1月24日(木)	街宣行動(新川・砺波地区)
1月25日(金)	街宣行動(富山・高岡地区)
1月26日～27日	富山・砺波地協春闘討学習会
1月29日(火)	第1回議員懇談会
2月 1日～2日	高岡地協春闘学習会
2月 2日	青年委員会スプリングセミナー
2月 2日～3日	新川地協春闘学習会
2月 5日	第33回地方委員会・2008春季生活闘争開始宣言集会
2月14日(木)	街宣行動(新川・砺波地区)
2月15日(金)	街宣行動(富山・高岡地区)
2月16日～17日	「なんでも労働相談ダイヤル」
2月19日(火)	構成組織事務局長・書記長会議
2月21日(木)	北陸ブロック・連合総研シンポジウム
2月22日(金)	三役会議、第2回闘争委員会(第5回執行委員会)
2月25日(月)	北陸ブロック政策担当者会議
2月28日～29日	北陸ブロック地方連合代表者・事務局長会議
2月 末日	要求書提出最終日
3月 1日	連合要求実現3.1中央総決起集会
3月 3日	富山県経営者協会への申し入れ
3月 8日	国際女性デー(中央)、国際女性デー富山集会(富山)
3月上旬	税務署要請(4税務署)

県中小企業団体連合会、県商工会議所連合会への申し入れ
 県商工会連合会要請行動
 富山、高岡、魚津、砺波各労働基準監督署(各地協)
 市商工会議所(各地協)要請行動
 3月5～7日 2008春季生活闘争総決起集会(各地協毎)
 3月12～15 先行組合 回答引出しゾーン(第1の山場)
 3月17～29日 中小・地場組合集中回答ゾーン(第2の山場)
 3月25日 三役会議・第3回闘争委員会(第6回執行委員会)
 3月31日 「中小共闘 情勢報告交流会」(本部開催)
 「支援集会」 連合富山の中小共闘センターで協議する。
 3月31日～4月5日 第1次解決促進ゾーン
 4月14日～19日 第2次解決促進ゾーン

以上